

一般社団法人黒部川扇状地研究所紀要執筆・投稿要領

1 目的

この要領は、「一般社団法人黒部川扇状地研究所紀要投稿規程」(以下「規程」という)第7条の規定に基づき、一般社団法人黒部川扇状地研究所(黒部川扇状地研究所紀要 以下「紀要」という)の執筆及び投稿に関する細目について、必要な事項を定める。

2 投稿意向の表明

紀要への投稿にあたっては、規程第3条の紀要編集委員会(以下「紀要委員会」という)が定める期日までに、「紀要投稿意向調査記入票」に必要な事項を記入し、紀要委員会に提出するものとする。

3 規範の遵守

紀要の執筆は、執筆者の倫理及び良心に基づいて行われ、不正行為にあたる行為は為されないものとする。

4 執筆及び投稿における注意事項

(1)図、表、写真又は挿絵の挿入方法と記述内容の責任について

- ① 表にあってはその上に、図、写真及び挿絵にあってはその下に、表題をつけることを原則とする。
- ② 図、表、写真又は挿絵を他の著作物から引用・転載する場合は、出所を明記し、執筆者の責任において所有者に対して使用の許諾を得ること。この点に関して問題が生じた場合、一切の責任は原則として執筆者にあるものとする。また、記述内容をめぐる問題が生じた場合も、同様である。

(2)原稿提出

- ① 原稿の提出は、「完成原稿」を、委員会が定める期日までに提出することによって行う。
- ② 原稿の提出は、Wordや Excel形式等ファイル及びPDFファイル又はこれらに準じた様式を用い紀要委員会に提出することによって完了する。
- ③ 紀要委員会は、提出原稿の受領確認後、執筆者に受領メール等で連絡する。なお、規程・要領との適・不適に関する内容の確認は、後日、紀要委員会が行う。軽微な形式上の不備が見つかった場合は、紀要委員会から執筆者に対し、訂正の依頼を行うことがある。

5 発行スケジュール

- (1)意向調査：10月末日
- (2)原稿提出締め切り：1月末日(期日厳守)完成原稿を提出。
- (3)委員会による原稿の試読と調整
- (4)発行3月末日

<注意>

※ 発行作業時間の関係から、原稿提出締め切りに遅れた場合は、掲載しないこともある。

一般社団法人黒部川扇状地研究所紀要投稿規程

(趣旨)

第1条

この規定は、一般社団法人黒部川扇状地研究所（黒部川扇状地研究所紀要 以下「紀要」という）への投稿および紀要の刊行について、必要な事項を定める。

(刊行の目的)

第2条

紀要は、一般社団法人黒部川扇状地研究所(以下「本研究所」という)における研究の推進に寄与するため、研究成果の積極的な公表を行うことを目的として刊行される。

(投稿・刊行等)

第3条

紀要の企画、原稿募集、編集及び刊行は、本研究所 定款36条 に基づき専門委員会として設置される紀要編集委員会(以下「紀要委員会」という)が行う。

(投稿資格)

第4条

紀要の投稿資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)本研究所会員
- (2)本研究所会員及び会員との共著者として投稿を希望する者
- (3)その他委員会が認めた者

2 前項第2号から第3号までに定める本研究所以外の投稿者は、所属を明確にしなければならない。

(原稿の種類・掲載順)

第5条

投稿原稿は、公刊されていないもの又は現に他の刊行物への投稿がなされていないものを第一とするが、本研究所が地域の研究水準や研究環境の向上を目的の一つとするため既存の刊行物の存在を明記し、紀要委員会が認めた時には掲載する場合がある。なお、その内容は次の各号の種別のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1)論文
- (2)講演（講演要旨・内容）
- (3)課題研究
- (4)活動報告
- (5)その他資料

2 原稿の掲載は、前項の種別ごとに行う。種別ごとの原稿掲載順は、紀要委員会で決定する。

(発行)

第6条

原則として、紀要の発行は年1回とし、発行時期は3月末日とする。

2 紀要の発行は冊子体とし、電子化形態については今後の検討事項とする。

(執筆・投稿要領)

第7条

紀要の執筆・投稿の細目については、別に定める「一般社団法人黒部川扇状地研究所執筆・投稿要領」(以下「執筆・投稿要領」という)によるものとする。

(原稿の審査、採用)

第8条

紀要に投稿された原稿が、第5条の定めに該当しない場合、又は執筆・投稿要領若しくはレイアウト基準に合致しないと認められる場合には、紀要委員会は、執筆者と協議して、改善を求め、又は不採用とすることができる。

2 紀要委員会は、必要と認める場合には、執筆者との調整を経て、論文として投稿された原稿を課題研究としての掲載を行うことができる。

(著作権、責任)

第9条

紀要に掲載されたものの著作権は、一般社団法人黒部川扇状地研究所が保有する。ただし、執筆者が当該著作物の出版、複製、公衆送信、上映及び頒布を行うことを妨げない。執筆者が複数ある場合であってその全員の総意があるときも、同様とする。これらの場合には、一般社団法人黒部川扇状地研究所の許諾も不要とする。

2 原稿の内容についての責任は、執筆者が有する。

(第三者への利用許諾)

第10条

第三者から紀要に掲載されたものの著作権の利用許諾要請があった場合、本研究所運営委員会において審議し、適当と認めたものについて要請に応じることができる。

2 前項の措置によって第三者から本研究所に対価の支払いがあった場合には、本研究所会計に繰り入れ、本研究所の研究活動に有効に活用するものとする。

(雑則)

第11条

この規程に定めるもののほか、紀要の投稿及び編集に関し必要な事項は、紀要委員会が別に定める。

付則

1 この規程は、令和4年3月31日から施行する。

1 原則

紀要原稿の執筆は、定められた様式に従って行わなければならない。

2 論文表記方法等

(1)論文構成

和文論文には原稿の1ページ目から、①日本語表題、②著者名、③本文、④注・引用文献の順に記載する。

(2)図表

図表は執筆者が紙や電子媒体等で作製したものをそのまま使用し、原則として加筆・修正等を行わない。図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上につける。

(3)文献の表記方法

学問分野ごとにその分野の学会誌等に準拠した記載とする。

<論文 表記例>

① 日本語表題

黒部川扇状地東側に位置する舟見野台地の 農業用水路の開削

一下山用水の場合

③本文

1. はじめに

黒部川扇状地と舟見野台地は、近世以前まで、扇状地では黒部川の洪水の厳しさから、台地では灌漑用水の十分な確保が困難だったことから、いずれも未開発地であった。これらの場所の本格的な開墾と開田は、近世加賀藩の新田開発から始まり、近世前期から後期まで継続的に実施された開発から、多くの村々が成立し、村々の草高も大きく増加した(入善町誌編纂委員会、1967)。村立ちや草高

②著者名

水 嶋 一 雄

年頃によりやく完成したといわれている。

愛本新用水は四千石用水の完成後の1700年代後半に開削された。新用水は台地南側の標高約160 m～110 mにある愛本明日や舟見の本格的な開墾と開田を目的としたが、この標高ではどこに水源を求めるかが課題となった。紆余曲折を経て、水源を音沢村より1.5町上流地点と定め、幾度となく用水路の試掘や開削を試みながら、新用水は1802(享和2)年によりやく完成した。この二つの用水

④注・引用文献

注)

- 1) 農地の流動化率とは、農用地面積を利用権設定面積で除し、これに×100としたものである。
- 2) 農事組合法人とは、農業協同組合法に基づき農業生産についての協業を図ることを目的として設立された法人(非出資農事組合法人)で、農業に関わる共同利用施設の設置または農作業の共同化に関する事業を行うものに限定されている。

(参考文献・論文)

水嶋一雄(2010): 水稲作農業経営の新しい担い手ー富山県黒部川扇状地ー 「農業地域情報のアーカイブと地域づくり」所収 179-203 成文堂

水嶋一雄(2011): 黒部川扇状地右岸の舟見野台地における水稲作農業の担い手ー野中地区を事例にー 「黒部川扇状地」第36号 1-14 黒部川扇状地研究所

(所長、日本大学教授)

ち上げそして導入条件を満たすことを踏まえ、農事組合法人の設置を含む大型区画圃場整理事業の受け入れとなった。もちろん、導入には事業費用の負担問題、村外の土地持ち非農家の同意、非農家の小作料の補償など、解決しなければならない問題があったが、組合の慎重な話し合いから、全農家の同意を経て事業は開始された。

現在、大型区画圃場では、2つの法人によって水稲作と大麦や大豆の栽培を補完しながら、土地利用型農業として農業経営は実践されているが、労働時間や生産費をみると、大型区画圃場のスケールメリットは生かされていると判断できる。水稲作農業を取り巻く昨今の状況から、古黒部のこの事業は十分に的の得た選択だったと言える。しかし、2017(H29)年度で終了すると指摘されている減反政策(国による生産調整)や、コメの生